

第8期古賀市介護保険運営協議会（令和5年度第4回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和5年9月27日（水）19時00分から20時20分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201 研修室
3. 出席委員 堤啓 会長、 福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、 山下春浩 委員、 多田祐二 委員
穴井めぐみ 委員、 河村正彦 委員、 阿部友子 委員
藤洋介 委員
4. 欠席委員 永沼八重 委員
5. 傍聴者 2名
6. 諮問・報告・議事
 - (1) 第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画（案）について
 - ① 第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて
 - ② 第2章 介護保険事業の今後の見込み 及び 第4章 介護保険料の見込み
 - (2) 古賀市地域包括支援センター運營業務委託について
7. 資料
 - 【資料1】 第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて
 - 【資料2】 第2章 介護保険事業の今後の見込み 及び 第4章 介護保険料の見込み
 - 【資料3】 古賀市地域包括支援センター運營業務委託について

【当日配付】

 - ・介護あんしん相談会そえるて チラシ
 - ・第9回めぐみカフェ チラシ
 - ・古賀市アルツハイマー月間イベント チラシ

8. 署名（規則第6条第2項）

会長	
会長の指名する出席委員	

9. 会議内容

(1) 第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画（案）

- ① 第3章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて…資料1
- ② 第2章 介護保険事業の今後の見込み 及び 第4章 介護保険料の見込み…資料2

事務局より、資料1、資料2について説明。

【質疑】

- 介護保険事業計画について、運営協議会以外で意見聴取を行う機会はあるのか。
当日配布資料となっている第9期の保険料の見込み値等を、今回以外に協議を行う機会はないのか。
⇒ 事務局で作成した計画案を運営協議会で、審議、ご意見いただきたい。ご意見をもとに、必要に応じて事務局で修正等検討していく予定。
10月の運営協議会では、計画案全文に対してご意見をいただいた後に、11月から12月にかけてパブリック・コメントを実施予定である。
なお、保険料については、国からの報酬改定率等の提示が、年末に行われる予定となっており、最終的な保険料等については、1月の運営協議会で提示する予定。

- 第8期計画と第9期計画（案）で大きく変わる部分は、どこになるか。
⇒ P93 介護予防等の取組については、地域支え合いネットワークの強化が新たに加わった。国では令和2年4月に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための整備が進められることとなった。市では令和3年4月に機構改革があり介護予防と健康づくりを一体的に行うこととなった。それに伴い、フレイル対策だけでなく、重症化予防を併せた活動の実施や、地域に専門職が出向く体制の強化や圏域毎に包括支援センターも設置され、生活支援コーディネーターもそれぞれ配置された。
第8期期間中は、今まで以上に専門職が地域と連携しながら取り組んで来たが、地域活動との連携やネットワーク形成は、新型コロナウイルスの影響もあり、思うように進まなかった部分がある。その中でも、市では地域の協力を得ながら介護予防の活動をできる限り止めず実施してきた。第9期では、第8期期間中に、構築してきたシステムをさらに深めていきたい。
活動の基本単位は、徒歩圏内を想定していることから行政区単位になる。しかし、人材確保が困難である行政区があることや、隣の区と連携した方が、効率が良い場合もある。良い取組は横展開し、不足する部分は助け合いながら取組を実施できるよう専門職によるサポートも実施しながら、小学校区単位でのネットワーク形成を強化していきたい。
⇒ P99～101 地域包括支援センターについては、第8期計画から基幹型包括支援センター、3ヵ所の圏域包括支援センターを設置し、体制強化を図ってきた。第9期計画では、機能の充実を図り、身近な相談窓口としての機能を拡げていく予定。具体的には、身近な場所で相談を受け、それを圏域包括支援センターや基幹型包括支援センターに

つなげる相談窓口機能を、市内 15 ヶ所の地域密着型サービス事業所に担っていただきたいと考えている。

P103 取組（キ）では、高齢者やその家族、高齢者と障がいを持つ人がいる世帯などが抱える複雑化・多様化した問題の解決に向け、相談を受け止める場として、地域包括支援センターや社会福祉協議会に設置している CSW につなげるなど包括的な相談支援体制の整備について記載している。

P105～6 認知症に関する事業は、これまでも様々な方法で周知を行ってきたが、今後も理解促進に取り組む必要がある。地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員による出前講座での普及啓発や、認知症ケアパスによる家族への支援充実を図りたい。

- P112 市内の入所系施設一覧があるが、サービス利用者から各事業所の内容の違いが分かりにくいという質問を受けることがある。入所要件も施設種類によって違う。有料老人ホームも、介護付き、サービス付き、住宅型かで内容は全く違う。各施設のサービス種類の違いを分かりやすく記載いただくことはできないか。

⇒ 表中への追記や、用語集での説明などで、記載方法を検討していきたい。

- P101 市内 15 ヶ所の地域密着型事業所にランチ機能を担っていただく旨の記載があるが、全事業所からランチ機能を担うことについて同意を得ているのか。

⇒ 現在、各事業所に対して同意いただけるか調査をしている。

具体的な活動内容等について質問が寄せられているので、意見交換会を予定している。第 9 期計画期間中に、すべての事業所にランチ機能を担っていただきたいと考えている。

- P101 ブランチについて今回新たに出てきた言葉になるが、事業所で、住民からの相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐことを指すのか。小規模多機能事業所の方から話を聞いたことがあるが、古賀市に小規模多機能事業所は何事業所あるか。

⇒ ブランチについては、そのようなイメージになる。

サテライト型の事業所を含めて、3 事業所になる。

- P93 地域支え合いネットワークについて校区単位での活動を検討しているようだが、コミュニティが崩壊しつつある中で、校区単位で活動することについてどのように考えているか。小学校区単位と校区コミュニティは、捉え方は違うのか。

⇒ まちづくり推進課とも協議をしているが、介護予防と生活支援については、校区コミュニティと捉え方は違う。福祉分野では、行政区単位だけでは解決できない課題があり、支え合い・助け合いの観点から小学校区単位での活動を考えている。

- つどいの場の実施場所は、公民館での活動が念頭にあると思うが、公民館の活用がなかなか進んでいないなかで、公民館の管轄する生涯学習推進課との連携をどのように考えているか。
 - ⇒ つどいの場の実施場所は、歩いて行ける場所として1番使いやすいのは公民館になる。しかし、年齢が上がれば公民館まで歩いていくのも難しいというケースもある。公民館以外にも、自宅をサロンとして開放しているようなケースもあるので、そのような場合もつどいの場として支援を行っていききたい。

- P108 在宅・医療連携に関して具体的な内容を説明いただきたい。
 - ⇒ 先日、市内医療機関に在宅医療の実施体制や診療内容等についてヒアリングを行い、情報収集をしたところである。
アンケート調査で在宅希望者が多くなっている傾向があることから、医療機関や介護事業所と連携しながら安心して在宅で過ごせるように取り組んでいきたい。

- P108 宗像には、在宅医療連携拠点があるが、古賀市にそのような拠点はあるのか。
 - ⇒ 古賀市は、粕屋医師会の圏域であり、在宅医療・介護の組織化については、1市7町全体で考える必要がある。まずは、古賀市にあった在宅医療・介護の在り方を検討しているところ。

- P108 在宅医療を提供する側からすると、患者毎に必要なものも違うことや在宅時のマイナ保険証の確認方法が不透明であることなど、大変な部分はある。病院に行くのが難しい患者に、医療を提供したい気持ちはあるが、現在の医療体制では限界がある。また、それを解決するために、入院患者は大きな病院に集約し、外来患者は地域の診療所が行うという考えの地域医療構想があるが、実現には中々ハードルが高い状況。

- P93 これまでの運営協議会で、地域の支え合いネットワークが衰退していることは、話題になっている。これは、住民個人の問題でもあり、地域の問題でもある。専門職が地域に入り、ネットワーク形成の支援をするのも手法の1つかもかもしれないが、住民自身の意識改革が必要で、いかに住民を巻き込んでいくかが課題である。その課題に対する対策はどのように考えているのか。
 - 地域には、高齢者だけではなく現役世代や子どもたちもいる。子どもたちには、小さなころから地域で支え合いの仕組みがあるということを知ってもらい、社会で支え合うことの必要性について啓蒙していくことが、若い人を巻き込むのにつながるのではないかなと思う。
 - ⇒ 令和3年度から高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施が始まり、様々な場所で専門職が活動するようになった。そのひとつに、小学校区ごとに実施している地域支え合いネットワーク交流会がある。この交流会は、地域の役員や、社会福祉協議会の第2層生活支援コーディネーターと第1層が中心になっている。その交流会に、専門職が参加するようになって3年目となるが、地域課題を出し合い、解決方法を考えてきている。その中で、介護予防分野であれば出前講座や健康相談に保健師や管理栄養士

が関わり、福祉相談であれば包括支援センターが伴走支援や後方支援を行いながらネットワークの形成を促していく。

また、地域支え合いネットワーク交流会でも後継者不足の問題等は課題としてあるので、若い世代を巻き込んだ取り組みというのは、今後検討していきたい。

- 地域支え合いネットワーク交流会に、住民と専門職が参加しているとのことだが、事業所の専門職は参加しているのか。事業所の専門職が、参加することで活動の幅が広がるのではないかと思う。福岡市には、小学校区を網羅するような形で見守り訓練や健康イベントなどに対して、事業所の医療職や福祉職がサポートする体制があるので、事業所を巻き込めるとより良くなるのではないかと思う。

⇒ 地域支え合いネットワーク交流会に参加している専門職は、行政の専門職である。次の段階を見据えると、事業所の協力が必要になってくる。

- 第8期計画の介護保険料は、県内の他保険者と比較するとどのような状況か。

⇒ 県内では、4番目に低い保険料となっている。

- 介護保険料は、年金から天引きされるため、入ってくる年金が少ないと言われることがある。

⇒ 基本的に、年金収入が年間で18万円以上ある場合は年金から特別徴収（天引き）される。そのため、実際に振り込まれる年金の額が想定より少なく感じる部分があると思う。

- 介護保険料が、議会の議題となるのはいつか。

⇒ 10月の運営協議会の後に、文教厚生委員会に計画の全文をお示しする予定。最終的な上程については、3月議会となる。

(2) 古賀市地域包括支援センター運營業務委託について

古賀市地域包括支援センター運營業務委託について・・・資料3

事務局より、資料3について説明。

【質疑】

- 次回運営協議会で包括支援センターの受託法人選考委員会があるが、どのような手順で行われるのか。

⇒ 選考委員会は、保健福祉部長が選考委員会の会長となる。介護保険運営協議会の会長・副会長にはプレゼンテーションの前に、書類審査をお願いしたいので、後日資料をお渡しさせていただきたい。

(3) その他

- ・町川原1区ヘルス・ステーションの休止について

2年前に、町川原1区で立ち上げたヘルス・ステーションだが、この度、当面休止となった。ヘルス・ステーションには、育成会の子どもたち、保護者が積極的に参加してくれていたが、その活動ができなくなるのは残念。

⇒ ヘルス・ステーションが休止されても、地域活動の支援は行っていく。

⇒ 地域によっては、校区コミュニティがないところもある。社会福祉協議会としては、校区コミュニティの有無にかかわらず、地域活動をやりたい人はいることから、そのような人たちと活動する方法を考えていきたい。

- ・議事録について

署名については堤会長と多田委員にお願いする。

- ・次回開催日程について

令和5年度第5回運営協議会を10月18日（水）に開催予定。